

公衆衛生医師確保対策事業委託契約仕様書

1 業務の概要

既存の医師向け会員サイトを活用した兵庫県公衆衛生医師確保に向けた PR

2 業務の内容

(1) 医師向け会員サイトへの兵庫県公衆衛生医師募集の特設ページ作成及び会員への効果的な PR 方法の提案

①兵庫県の公衆衛生医師に関する公式ページの作成

兵庫県の地域の特色や兵庫県公衆衛生医師の役割等を発信するページを3ページ程度作成すること

②現職医師の取材に基づいた PR ページの作成

現保健所長等への取材により、兵庫県の公衆衛生医師で働くことの魅力を発信するページを作成すること（3名程度）

※人選は県と相談して決定すること

(2) 作成したサイトの保守

作成した PR サイトについて県から新たな情報提供があった場合や時点更新が必要な場合は随時更新を行うこと

3 委託期間

令和5年7月1日（土）～令和6年3月31日（日）

4 実績報告

(1) web サイト完成後、受託者は速やかに事業の成果をまとめた報告書を委託者へ提出すること。

(2) サイト掲載開始後1ヶ月毎に特設サイトへのアクセス回数を委託者へ提出すること

(3) 契約期間満了までに、総事業費を整理し、事業全体の実績報告書を提出すること。

5 業務実施上の注意事項

(1) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を記した実施計画を委託者に提出すること。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 成果品の利用

本業務の成果品の著作権、利用権は、委託者に帰属し、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。このために、受託者は必要な措置を講じた上で成果品を作成することとする。

(4) 契約不適合

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 納品データの安全管理

編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

(6) 機密の保持

- ① 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者はセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- ② 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ③ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ④ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(8) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日 法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 号第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、当該改変の結果、第三者の権利侵害が発生した場合は、委託者の責任と負担において対応するものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(9) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、

受託者の責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(10) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(11) その他

- ① 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。
- ② 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

6 その他

委託業務の実施に関して、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、兵庫県保健医療部総務課等と協議し、その指示に従うものとする。